

令和2年第1回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第30号

佐伯市新山村振興農林漁業対策事業推進協議会条例等の一部改正について (議案書1ページ)

令和2年度の組織改編に伴い、関係条例において引用する部課の名称を改めようとするものである。

<改正の内容>

(1) 市長の附属機関における庶務担当課等の名称の改正

令和2年度の組織改編に伴い、市長の附属機関の庶務（事務局）担当課等の名称を改める。

改正の具体的内容は、次の表に記載のとおり

No.	附属機関の名称	担当課等 (改正前)	担当課等 (改正後)	該当条文
1	佐伯市新山村振興 農林漁業対策事業 推進協議会	農林課	農政課	第1条の改正による 第7条の改正
2	佐伯市農業振興地 域整備促進協議会			第2条の改正による 第8条第1項の改正
3	佐伯市農業振興協 議会			第3条の改正による 第9条の改正
4	佐伯市林業振興協 議会	農林課長 (事務局長)	林業課長 (事務局長)	第4条の改正による 第7条第3項の改正
5	佐伯市庁舎建設審 議会	管財課	財政課	第5条の改正による 第6条の改正
6	佐伯市食育推進 会	地域振興部 まちづくり 推進課	観光ブランド 推進部ブラン ド推進課	第6条の改正による 第8条の改正
7	佐伯市空家等対策 協議会	地域振興課	コミュニティ 創生課	第7条の改正による 第7条の改正

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(例規集第1巻 6100 ページ、16094 ページ、
16300 ページ、第4巻 75900 ページ、76000 ページ、
76100 ページ、76300 ページ)

(担当課：総務課)

議案第 31 号

佐伯市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について (議案書 3 ページ)

教育に関する事務の一部について、市長が管理し、及び執行するため、新たに条例を制定し、あわせて佐伯市行政組織条例に規定する部の事務分掌に当該事務を加えるとともに、関係条例の整理をしようとするものである。

<条例の制定及び改正の内容>

(1) 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務(条例の制定)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 1 項の規定により、地方公共団体は、条例の定めるところにより、教育に関する事務のうち特定の事務(※)について、その長が管理し、及び執行することができることとされている。

この規定の趣旨は、その特定の事務については「地域づくり」とも密接な関連があることから、地方公共団体の判断(条例)により、他の地域振興関連行政とあわせて地方公共団体の長が一元的に担当することができるようにするものである。

本市においては、令和 2 年 10 月 31 日に「さいき城山桜ホール」の開館を予定していることから、これを本市の文化芸術の拠点とし、文化芸術活動を行う市民に対する活動や発表の場を提供するほか、同ホールにおいて実施する子育て・子育て支援事業等との連携強化を図ること等により、文化芸術による豊かな地域づくりを推進することとしている。

このようなことから、当該法律の規定により条例を制定することとし、現在、市の教育委員会が管理し、及び執行している教育に関する事務のうち、「文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)」について、令和 2 年度から市長が管理し、及び執行することとする。

(※) 「特定の事務」は、次のとおり

- ① 社会教育に関する教育機関(図書館、公民館等)の設置、管理及び廃止に関すること。
- ② スポーツに関すること(学校体育に関することを除く。)
- ③ 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)
- ④ 文化財の保護に関すること。

(2) 佐伯市行政組織条例の一部改正(附則第 4 項による改正)

上記(1)の条例の制定に伴い、本市の地域振興部の事務分掌に、「文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)」を追加する(第 2 条第 3 号改正関係)。

(3) 佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正(附則第 5 項による改正)

上記(1)の条例の制定に伴い、教育委員会が管理している「蒲江葛原郷土文化保存伝習所」の管理(指定管理)を市長に行わせることとするための規定の整理をする(第 3 条ほか改正関係)。

(4) 佐伯市郷土芸能伝承館青山条例の一部改正(附則第 6 項による改正)

上記（１）の条例の制定に伴い、教育委員会が管理している「郷土芸能伝承館青山」の管理を市長に行わせることとするための規定の整理をする（第３条ほか改正関係）。

（５） 施行期日

令和２年４月１日

（例規集第１巻 4500 ページ、第２巻
46900 ページ、47100 ページ）

（担当課：総務課）

議案第 32 号

佐伯市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（議案書 5 ページ）

令和２年度から、会計年度任用職員を任用するに当たり、一般職の非常勤職員に係る育児休業及び部分休業に関する規定を整備しようとするものである。

<主な改正の内容>

（１） 育児休業をすることができる非常勤職員

次（①～③）のいずれかに該当する本市の非常勤職員について、育児休業をすることができることとする（第２条第３号追加関係）。

① 次（ア～ウ）のいずれにも該当する非常勤職員

ア 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

イ 子が１歳６か月になるまでの間（子の１歳６か月から２歳到達日までの間育児休業をする場合は、子が２歳になるまでの間）に任用期間が満了し、引き続き特定職に採用されることが見込まれる非常勤職員等

ウ 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

② １歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、次（ア及びイ）

のいずれの場合にも該当する非常勤職員で、その子の１歳到達日の翌日から育児休業をしようとするもの

ア 「非常勤職員本人が子の１歳到達日に育児休業をしている場合」
又は「その非常勤職員の配偶者がその子の１歳到達日に法定の育児休業をしている場合」

イ 子の１歳到達日の翌日以後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、任命権者が定める場合に該当する場合

③ 任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするもの

（２） 非常勤職員の育児休業期間

非常勤職員が育児休業をすることができる期間について、次の表に記載のとおりとする（第２条の３追加関係）。

区分	育児休業の期間
① ②及び③以外の場合	子の出生の日から1歳到達日まで
② 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合	子の出生の日から1歳2か月到達日まで (最長1年間)
③ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、次(ア及びイ)のいずれにも該当する非常勤職員が、その子の1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする場合 ア 非常勤職員本人又は配偶者が、子の1歳到達日に育児休業をしようとする場合 イ 子の1歳到達日の翌日以後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、任命権者が定める場合に該当する場合	子の1歳到達日の翌日から1歳6か月到達日まで

(3) 非常勤職員の育児休業期間の特例

非常勤職員が、次(①及び②)に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、特例として、「1歳6か月から2歳に達するまでの子」について、育児休業をすることができることとする(第2条の4追加関係)。

- ① 非常勤職員本人又は配偶者が、子の1歳6か月到達日に育児休業をしている場合
- ② 子の1歳6か月到達日の翌日以後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(4) 部分休業をすることができる非常勤職員

次(①及び②)のいずれにも該当する非常勤職員について、部分休業をすることができることとする(第18条第2号追加関係)。

- ① 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- ② 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

(5) 非常勤職員に対する部分休業の承認

非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする(第19条第3項追加関係)。

(6) 施行期日

令和2年4月1日

(例規集第1巻25400ページ)

(担当課：総務課)

議案第 33 号

佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(議案書 9 ページ)

地方公務員法等の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たに一般職の非常勤職員のうち給料を支給される職員に係る補償基礎額を定めようとするものである。

<改正の内容>

(1) 給料を支給される非常勤職員に係る補償基礎額の規定の追加

非常勤の職員（議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、非常勤の嘱託員等であって、他の災害補償に係る法律の適用を受ける者を除く。）が、公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかる等した場合には、本条例の規定により、その補償をすることとされている。

令和 2 年度から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、この非常勤職員のうち、給料を支給される職員（現行は、フルタイムの会計年度任用職員のみ）に係る本条例の規定を整備する必要がある。

具体的には、当該補償のうち、休業補償、傷病補償年金、障害補償及び遺族補償に係るこれらの支給額の算定の基礎となる額（補償基礎額）について、給料を支給される職員の当該額を「地方公務員災害補償法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額（※1）の例により実施機関（※2）が市長と協議して定める額」とする（第 5 条第 5 号追加関係）。

(※1) 「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去 3 月間にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。

(※2) 「実施機関」とは、次の表の右欄に掲げる機関をいう（本条例第 3 条第 1 項）。

補償の相手方	実施機関
議会の議員	議長
執行機関である委員会の非常勤の委員	市長
非常勤の監査委員	市長
その他の職員	任命権者

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(例規集第 1 巻 26500 ページ)
(担当課：総務課)

議案第 34 号

波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 10 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条の規定により、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」こととされている。本議案は、「波当津辺地（蒲江地域）に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

波当津辺地は、蒲江振興局から約 18 km の距離にある人口 120 人、66 世帯の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は「特定地域生活排水処理施設」を整備するものである。

<特定地域生活排水処理施設整備事業の概要>

(1) 事業の目的

波当津辺地においては、生活雑排水が河川等に直接排水されていることから、生活排水処理施設（合併浄化槽）を整備することにより、快適な居住環境の推進、公共用水域における水質の保全、美しい自然環境の保護・継承及び水産・観光業の振興を図る。

(2) 事業の内容

合併浄化槽の設置 15 基

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳				
	国庫補助金	辺地対策事業債	下水道事業債	受益者負担金	一般財源
12,990	6,495	2,500	2,500	1,335	160

※ この事業は、波当津辺地及び葛原辺地を包括して一つの事業としているため、上記(2)の合併浄化槽の設置基数及び上記(3)の事業費は、それぞれ2辺地の合計である。

(4) 事業の実施時期

令和 2 年度から令和 6 年度まで（5 年間）

(担当課：政策企画課)

議案第 35 号

葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 13 ページ)

議案第 34 号と同様に、葛原辺地（蒲江地域）に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

葛原辺地は、蒲江振興局から約 13 km の距離にある人口 158 人、73 世帯の集落であ

る。

公共的施設の整備計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間であり、整備計画の内容は「特定地域生活排水処理施設」を整備するものである。

＜特定地域生活排水処理施設整備事業の概要＞

議案第34号の記載内容と同様である。

(担当課：政策企画課)

議案第36号

大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (議案書16ページ)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、「大島辺地(鶴見地域)に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、大島診療所医療機器等更新事業及び小型動力ポンプ付積載車更新事業に係る事業費の増額であり、その事業費及び主な財源となる辺地対策事業債の予定額等を計上する。

＜増額する事業費の概要＞

(1) 大島診療所医療機器等更新事業

① 事業費の増額の理由

平成10年度に購入した大島診療所の心電計について、購入後20年が経過し、老朽化が著しくなったことから、平成31年2月にこれを廃棄処分した。

この心電計の更新をするための事業費を増額し、大島地区における医療環境の維持・向上を図る。

② 事業費の増額の内容

心電計(解析機能付)の購入 1台

③ 事業費及び財源内訳の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳		
		県補助金	辺地対策事業債	一般財源
① 変更前計画額	3,850	1,925	1,900	25
② 今回計上額	1,375	687	600	88
③ 変更後計画額 (③=①+②)	5,225	2,612	2,500	113

④ 事業費の増額に係る事業の実施時期

令和2年度

(2) 小型動力ポンプ付積載車更新事業

① 事業費の増額の理由

平成 13 年度に配備した佐伯市消防団鶴見方面隊大島分団（船隠部）の小型動力ポンプ付積載車について、配備後 18 年が経過し、老朽化が著しくなっていることから、これを更新するための事業費を増額し、大島地区における消防力の強化を図る。

② 事業費の増額の内容

小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）の購入 1 台

③ 事業費及び財源内訳の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳	
		辺地対策事業債	一般財源
① 変更前計画額	4,612	4,400	212
② 今回計上額	4,669	4,600	69
③ 変更後計画額 (③=①+②)	9,281	9,000	281

④ 事業費の増額に係る事業の実施時期

令和 2 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 37 号

財産の無償譲渡について（旧佐伯市尾岩研修施設及びその用地）

（議案書 19 ページ）

尾岩区の地域振興を図るため、旧佐伯市尾岩研修施設及びその用地を尾岩区自治会に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

当該施設については、令和元年第 4 回（12 月）市議会定例会において、その廃止（議案第 140 号・佐伯市多目的集会施設等条例の一部改正）に係る議決を受けた後、現在、その用地とともに普通財産に用途変更している。

この無償譲渡に係る議決を受けたときは、当該施設及びその用地を令和 2 年 4 月 1 日に尾岩区自治会に引き渡す。

(1) 無償譲渡する財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市弥生大字細田字中ソリ	311 番	宅地	1,471 m ²

② 建物

名称	所在	構造	床面積
旧佐伯市尾岩研修施設	佐伯市弥生大字細田 311 番地	木造平屋建	218 m ²

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市弥生大字細田 422 番地
尾岩区自治会 代表者 成松 孝

(3) 無償譲渡の目的

尾岩区自治会が、旧佐伯市尾岩研修施設を尾岩区の地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：管財課)

議案第 38 号

財産の無償譲渡について（旧深島集会所及びその用地）

（議案書 22 ページ）

深島区の地域振興を図るため、旧深島集会所及びその用地を深島地区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

当該施設については、令和元年第 4 回（12 月）市議会定例会において、その廃止（議案第 158 号・佐伯市蒲江集会所条例の一部改正）に係る議決を受けた後、現在、その用地とともに普通財産に用途変更している。

この無償譲渡に係る議決を受けたときは、当該施設及びその用地を令和 2 年 4 月 1 日に深島地区に引き渡す。

(1) 無償譲渡する財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市蒲江大字蒲江浦字深島	3249 番 37	宅地	187.65 m ²

② 建物

名称	所在	構造	床面積
旧深島集会所	佐伯市蒲江大字蒲江浦 3249 番地 37	鉄筋コンクリ ート造平屋建	95.98 m ²

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市蒲江大字蒲江浦 3249 番地 37
深島地区 代表者 清水 司

(3) 無償譲渡の目的

深島地区が、旧深島集会所を深島区の地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：管財課)

議案第 39 号

財産の無償譲渡について（旧教職員住宅（名護屋小 1 号住宅）及びその用地） （議案書 25 ページ）

丸市尾区の地域振興を図るため、旧教職員住宅（名護屋小 1 号住宅）及びその用地を丸市尾地区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

当該施設については、平成 31 年 2 月 20 日に「佐伯市教職員住宅管理規則」の一部改正によりその用途を廃止し、現在、その用地とともに普通財産に用途変更している。

この無償譲渡に係る議決を受けたときは、当該施設及びその用地を令和 2 年 4 月 1 日に丸市尾地区に引き渡す。

（1） 無償譲渡する財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市蒲江大字丸市尾浦字芹川	497 番 2	宅地	230.63 m ²
佐伯市蒲江大字丸市尾浦字芹川	497 番 11	雑種地	19.00 m ²
計			249.63 m ²

② 建物

名称	所在	構造	床面積
旧教職員住宅（名護屋小 1 号住宅）	佐伯市蒲江大字丸市尾浦 497 番地 2	木造平屋建	60 m ²

（2） 無償譲渡の相手方

佐伯市蒲江大字丸市尾浦 617 番地 1
丸市尾地区 代表者 児玉 和康

（3） 無償譲渡の目的

丸市尾地区が、旧教職員住宅（名護屋小 1 号住宅）を丸市尾区の地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

（担当課：管財課）

議案第 40 号

工事請負契約の変更について（平成 30 年度社交防災津波避難人工高台（中川・塩屋・新女島）造成工事） （議案書 28 ページ）

平成 30 年度社交防災津波避難人工高台（中川・塩屋・新女島）造成工事において、盛土材の運搬及び当該工事により発生した流用土の土質改良に要する経費を追加することに伴い、工事請負契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

なお、この契約については、平成 30 年第 4 回（9 月）市議会定例会及び令和元年第 3 回（9 月）市議会定例会において、それぞれその締結及び変更について議決を受けている。

(1) 契約の相手方

豊後高田市香々地 4089 番地

菅・佐々木特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社菅組 代表取締役 堤 俊之

(2) 契約変更事項

契約金額

変更前 634,456,440 円

変更後 669,759,840 円 (35,303,400 円の増額)

【その他参考事項】

(1) 工事の主な変更内容

- ① 土工（盛土材の運搬・ $V=4,400 \text{ m}^3$ ）の追加
- ② 現場発生流用土の土質改良に要する経費の追加

(2) 工事内容の変更理由

- ① 本工事については、令和元年第3回（9月）市議会定例会において、本工事の盛土必要量（ $V=20,000 \text{ m}^3$ ）のうち、旧ヘリポート跡地に仮置きしている盛土材（ $V=9,500 \text{ m}^3$ ）を本工事現場まで運搬する経費を追加（増額変更）することについて議決を受けた。

残りの盛土材（ $V=10,500 \text{ m}^3$ ）については、国土交通省佐伯河川国道事務所が発注する工事による本工事現場に直接搬入することが可能な土砂（ $V=4,400 \text{ m}^3$ ）及び本工事現場から発生する土砂（ $V=1,700 \text{ m}^3$ ）があることから、残りの土砂（ $V=4,400 \text{ m}^3$ ）について前回と同様に、大分県佐伯土木事務所が発注する工事による土砂により対応することとした。

このため、この大分県佐伯土木事務所が発注する工事による土砂の運搬について、追加施工する必要が生じた。

- ② 本工事から生じる発生土は盛土材として流用する計画であったが、その一部について、粘性が高く、転圧ができないことが判明した。

このため、当該発生土の土質改良をするための追加施工（石灰系固化材による混合処理）をする必要が生じた。

(3) 工事費及びその財源内訳の変更

(単位：円)

区分	工事費	財源内訳		
		国庫補助金	合併特例債	一般財源
変更前	634,456,440	422,970,000	200,900,000	10,586,440
変更後	669,759,840	446,506,000	212,000,000	11,253,840
増減額	35,303,400	23,536,000	11,100,000	667,400

(担当課：防災危機管理課)

議案第 41 号

佐伯市市街地民間活力応援基金条例の制定について (議案書 29 ページ)

佐伯市市街地グランドデザインにおける重点エリア（「城下町エリア及び駅前・港エリア」をいう。以下同じ。）において、市民等が自発的に取り組む、本市の歴史、文化又は魅力ある特性を生かしたまちづくりに寄与する「クラウドファンディング（※1）を活用した市民主体のまちづくり事業」を支援するため、基金を設置し、その適切な管理及び運用しようとするものである。

（※1） 「クラウドファンディング」とは、インターネットを介して、不特定多数の者から資金を集める資金調達方法をいう。

【その他参考事項】

(1) 基金の積立て額等

令和2年度に基金を設置するに当たり積み立てる額（積立金）及びその財源内訳は、次のとおりとする（令和2年度一般会計当初予算計上額）。

(単位：円)

基金積立金	財源内訳	
	まちづくり整備基金 繰入金	諸収入 (総務雑入)
100,000,000	50,000,000	50,000,000

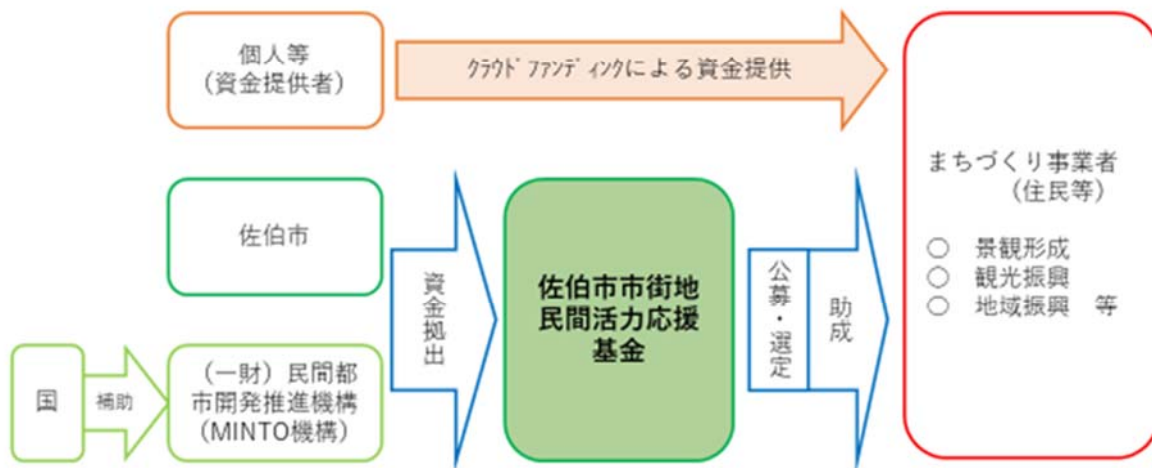
なお、基金積立金の財源のうち、諸収入については、「一般財団法人 民間都市開発推進機構（※2）」からの拠出額（まちづくり整備基金繰入金と同額）を予定している。

（※2） 「一般財団法人 民間都市開発推進機構」とは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づく民間の都市開発を推進するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた一般財団法人である。通称は、「MINTO（ミント）機構」。

(2) 基金造成から事業実施までの流れ

基金造成から事業実施までの流れを図式化すると、次の「イメージ図」のとおりとなる。

イメージ図



(3) 「佐伯市市街地民間活力応援基金」を活用した事業の概要

① 事業の目的

中心市街地が果たす役割は、全ての市民の暮らしを支える最も重要な拠点機能として、都市機能及び民間活力を維持し、発展させることである。

しかし、本市の中心市街地においては、人口の減少等の影響から、商店、医療・金融機関等の生活に必要な都市機能が減少し、生活の利便性が低下することが懸念されている。

そこで、本市の中心市街地において、まちづくりに対して多くの人々が関わり、まちのファンづくりにつなげていくことが可能な「クラウドファンディングを活用した市民主体のまちづくり事業」の誘発を図り、都市機能及び民間活力を維持し、発展させることとする。

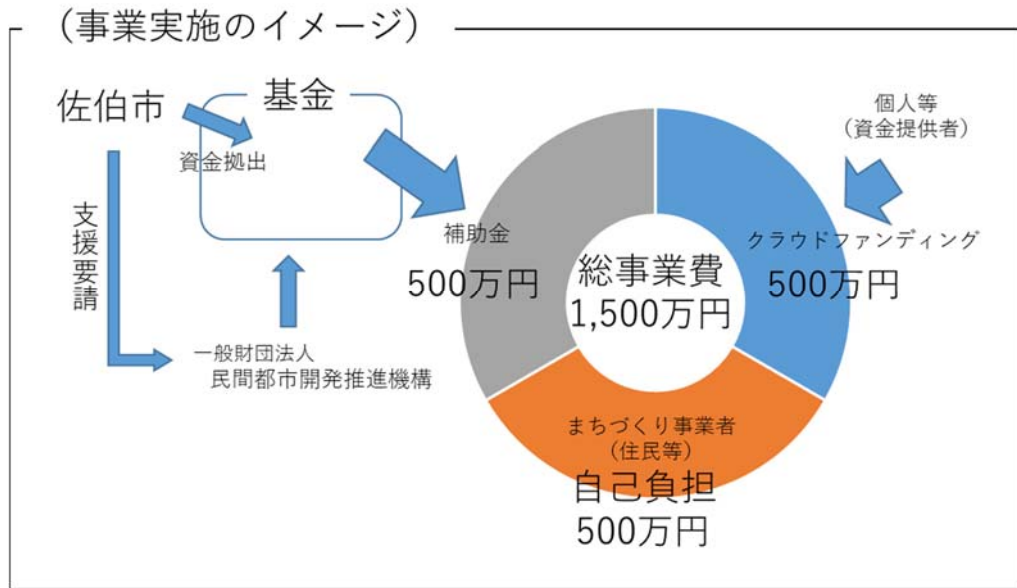
② 事業の内容

事業の内容は、重点エリアにおいて、クラウドファンディングを活用し、ランドデザインの達成に資する本市の歴史、文化又は魅力ある特性を生かした遊休不動産等の利活用、交流人口の増加、新たな賑わい等を生み出す施設の整備を行うまちづくり事業者に対し、その事業費の一部について支援（500万円を上限とする補助金を交付）するものである。

補助対象事業費は次に掲げるとおりとし、その財源は当該基金の繰入金（取崩額）とする。

- ア 施設等の新設、改修、保全等の施設整備費
- イ 上記アに付随する設計費、監理費等
- ウ クラウドファンディングに要する手数料又は委託料

③ 事業に必要な資金の流れ（事業実施のイメージ）



(担当課：まちづくり推進課)

議案第 42 号

佐伯市条例の廃止に関する条例等の一部改正について (議案書 31 ページ)

「佐伯市歴史的環境保存条例」及び「三余館条例」を廃止しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市歴史的環境保存条例の廃止（改正条例第 1 条による改正）

「佐伯市景観計画の策定」及び「佐伯市景観条例の制定」に伴い、景観形成重点地区の指定、良好な景観形成のための行為の制限、当該計画への適合審査等が行われることにより、歴史的環境保存地区における自然環境及び歴史的文化遺産の保存が図られることから、「佐伯市歴史的環境保存条例」を廃止することとする（本則第 70 号追加関係）。

(2) 三余館条例の廃止（改正条例第 2 条による改正）

さいき城山桜ホールの開館に伴い、現在、三余館で行われている文化教養等の講座に係る事業が同ホールに移行し、実施されることから、「三余館条例」を廃止することとする（本則第 72 号追加関係）。

(3) 施行期日

① (1) については、令和 2 年 7 月 1 日

② (2) については、令和 3 年 4 月 1 日

(例規集第 2 巻 50900 ページ、第 4 巻 92400 ページ)

(担当課：(1) については社会教育課、

(2) については商工振興課)

議案第 43 号

佐伯市景観条例の制定について

(議案書 33 ページ)

景観法の施行に関し必要な事項及び本市の良好な景観の形成を図るための基本的な事項を定めることにより、本市の魅力的な景観を守り、次世代へと継承していくため、新たに条例を制定しようとするものである。

<条例の主な内容>

(1) 市、市民及び事業者の責務

本市における良好な景観の形成に関し、市、市民及び事業者がそれぞれの立場において果たすべき責務を規定する(第3条、第4条、第5条関係)。

(2) 景観計画の策定及び景観形成重点地区の指定

市長は、市の全域を景観計画区域とする景観計画を定めるものとする。

また、市長は、その景観計画区域内において、本市の象徴となるような良好な景観を有する区域等を「景観形成重点地区」として指定することができることとする(第7条、第9条関係)。

(3) 届出対象行為

景観計画区域内においては、景観法第16条第1項の規定により、一定の行為(一定の建築、建設、開発行為等)及び「条例で定める行為」については、あらかじめ、市長に届出をしなければならないこととされている。

この市長に届出が必要な「条例で定める行為」について、次のとおりとする(第10条関係)。

- ① 面積が 1,000 m²を超え、かつ、法面の高さが 2 m を超える土地の形質の変更
- ② 土地の面積の合計が 1,000 m²を超える木竹の伐採(林業を営むための伐採又は維持管理のための伐採を除く。)
- ③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア その堆積に係る面積が 100 m²を超え、かつ、高さが 2 m を超えるもの
 - イ その堆積の期間が継続して 90 日を超えるもの

(4) 届出等の適用除外

上記(3)の例外として、景観法第16条第7項の規定により、一定の軽易な行為、応急措置として行う行為等及び「条例で定める行為」については、その届出が不要とされている。

この届出が不要な「条例で定める行為」について、次のとおりとする(第12条関係)。

- ① 一定の建築物の新築、増改築等のうち、次のいずれにも該当しない建築物に係るもの
 - ア 高さが 10m を超える建築物
 - イ 床面積が 500 m² を超える建築物
- ② 一定の工作物の新設、増改築等のうち、次のいずれにも該当しない

工作物に係るもの

- ア 高さが2mを超える垣、柵、塀、擁壁等
- イ 高さが4mを超え、又は表面積の合計が10㎡を超える広告塔、
広告板、装飾塔等
- ウ 高さが10mを超える煙突、鉄塔、高架水槽、物見塔等
- エ 高さが10mを超え、又は築造面積が500㎡を超える製造施設、
遊戯施設、立体駐車場等
- オ 高さが10mを超え、又は築造面積が500㎡を超える太陽光発電
施設、風力発電施設等

※ いずれもこれらに類するものを含む。

- ③ 都市計画法に基づく開発行為等のうち、開発区域の面積が3,000㎡
未満であるもの

(5) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続

市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木(※)を指定しようとするときは、あらかじめ、佐伯市景観審議会の意見を聴かなければならないこととする(第22条第1項関係)。

- (※) 「景観重要建造物(景観重要樹木)」とは、景観計画に定められた指定方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(樹木)で、国土交通省令等で定める基準に該当するものであって、景観行政団体の長が指定するものをいう。

(6) 佐伯市景観審議会の設置

① 審議会の所掌事務

次に掲げる事務を行うため、佐伯市景観審議会を設置する(第29条関係)。

- ア 市長の諮問に応じ、本市の良好な景観形成に関し必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- イ 本条例の規定によりその権限に属することとされた事務について意見を述べること。

② 審議会の組織等

審議会の組織等は、次のとおりとする(第30条関係)。

- ア 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- イ 委員は、「学識経験を有する者」、「関係機関及び関係団体から推薦された者」等のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- ウ 委員の任期は、2年とする(再任は妨げない)。

(7) 佐伯市景観デザイン審査会の設置

① 審査会の所掌事務

次に掲げる事務を行うため、佐伯市景観デザイン審査会を設置する(第31条関係)。

- ア 市長の諮問に応じ、本市における建築物の建築等の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為の景観計画への適合について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申すること。

イ 本条例の規定によりその権限に属することとされた事務について意見を述べること。

② 審査会の組織等

審査会の組織等は、次のとおりとする（第 32 条関係）。

ア 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

イ 委員は、「景観に関し専門知識を有する者」、「関係機関及び関係団体から推薦された者」等のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

ウ 委員の任期は、2 年とする（再任は妨げない）。

(8) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(担当課：都市計画課)

議案第 44 号

佐伯市手数料条例の一部改正について

(議案書 41 ページ)

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等」の一部改正により、共同住宅の共用部分の評価しない評価方法等の簡易な評価方法が新たに定められたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請等における当該評価方法による審査及び他の建築物として複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けているものの建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料の額を新たに定めるほか、規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の算出方法の見直し

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」が、令和元年 11 月 16 日に改正され、低炭素建築物新築等計画を認定するに当たり、新たに「共同住宅の共用部分の評価しないこととする評価方法」が定められた。

これに伴い、この評価方法を用いて「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」を算出する場合においては、共同住宅の共用部分に係る部分を合算せずに当該手数料を算出することとする（別表第 4 の 47 の項改正関係）。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請審査手数料の見直し

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が、令和元年 11 月 16 日に改正され、新たに「複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度」が創設された。

この創設に伴い、既に認定を受けている「建築物エネルギー消費性能向上計画」に記載された建築物に自他供給型熱源機器等を設置し、この機器等により他の建築物に熱又は電気を供給する場合における当該他の建築物について「建築物エネルギー消費性能基準適合性判定」をする場合の手数料の額を

新たに定める（別表第4の49の項改正関係）。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請審査手数料の見直し

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が、令和元年11月16日に改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定するに当たり、新たに「共同住宅の設計1次エネルギー消費量について、共用部分を評価しないこととする算定法」が定められた。

これに伴い、この算定法を用いて「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請審査手数料」を算出する場合においては、その算定に用いる床面積については、共同住宅の共用部分を除いた床面積として当該手数料を算出することとする（別表第4の52の項改正関係）。

(4) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請審査手数料の見直し

上記(3)の省令の改正に伴い、建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をするに当たり、新たに「共同住宅の共用部分を評価しない評価方法等の簡易な評価方法」が定められた。

これに伴い、これらの評価方法を用いて「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請審査手数料」を算出する場合の手数料の額を新たに定める（別表第4の54の項改正関係）。

(5) 施行期日

公布の日

(例規集第2巻32700ページ)

(担当課：建築住宅課)

議案第45号

佐伯市市営住宅条例の一部改正について

(議案書43ページ)

入居の状況、施設の老朽化等を総合的に勘案し、迫団地A及び迫団地Bを用途廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 迫団地A及び迫団地Bの用途廃止

迫団地A及び迫団地Bを用途廃止する（別表第1改正関係）。

① 用途廃止する住宅の概要

名称	位置	構造	棟数	戸数	建築年
迫団地A	佐伯市大字鶴望 2636番地1	補強コンクリート ブロック2階建	1棟	6戸	昭和36 年
迫団地B	同上	補強コンクリート ブロック平屋建	3棟	14戸	昭和36 年

② 用途廃止する理由

迫団地A及び迫団地Bは、老朽化が進んでいたことから、予めから入居者に周辺にある市営住宅等への転居を促してきたが、入居者の同意を得た上で、令和元年9月に全入居者の転居を完了した。

また、迫団地A及び迫団地Bの周辺にある城西団地、野口団地、藤望団地、鶴岡団地等にはそれぞれ適時空室があり、今後の公営住宅の需要に対応できる見込みであることから、これらの事情を総合的に勘案し、迫団地A及び迫団地Bを用途廃止することとする。

なお、地元の寺田地区自治会からは、当該用途廃止についての同意を得ている。

(2) 施行期日

公布の日

【その他参考事項】

この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものである。

(例規集第5巻 102800 ページ)

(担当課：建築住宅課)

議案第46号

佐伯市市営住宅条例の一部改正について

(議案書 44 ページ)

公営住宅から市営住宅への転居及び入居申込みの際の連帯保証人の確保に係る資格要件を緩和し、並びに公募による入居戸数が募集戸数に満たない場合に行う随時募集の対象となる単身世帯が入居可能な市営住宅の範囲を拡大するほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 公募の例外による転居の特例の追加

本条例における「入居者の事情によって公募を行わずに市営住宅間における転居をさせることができる特例」については、「世帯人数の増減があった場合」及び「既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合」に限定している。

しかし、これらの場合のほか、入居時から世帯人数に不相応な規模の住宅に入居している事例、子供の成長に伴い、現在の間取りでは不適當な状態となっている事例等、条例で限定している事例のほか、当該特例を適用させる必要がある事例が生じている。

このような事例においても、公募を行わずに市営住宅間の転居ができるようにするため、その転居の特例を追加する(第5条第7号改正関係)。

(2) 随時募集ができる市営住宅の要件の拡大

公募による入居戸数が募集戸数に満たない市営住宅(空室のある市営住宅)のうち、単身世帯について随時に入居の申込みを受け付けること(以下「随時募集」という。)ができる市営住宅については、「佐伯地域及び弥生地域を除く地域」の市営住宅に限定している。

佐伯地域及び弥生地域における人口減少の推移、これらの地域の市営住宅の空室が増加している等の状況に鑑み、これらの地域の市営住宅についても随時募集をすることができることとする（第7条第3項追加、附則第5項削除関係）。

(3) 入居者の連帯保証人の要件の緩和

平成30年3月30日に国土交通省住宅局住宅総合整備課長から通知（技術的助言）のあった「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」において、公営住宅管理標準条例（案）が改正された。

その主な内容は、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していること等を踏まえ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じないようにするため、「保証人に関する規定」を削除したものである。

この通知の趣旨及び本市の住宅使用料の滞納の状況に鑑み、本条例に規定している入居者の連帯保証人の要件を次のとおり緩和する（第11条第1項第1号改正関係）。

- ① 連帯保証人の人数について、現行「2人」としているところ、これを「1人」とする。
- ② 連帯保証人の居住要件について、現行「県内に居住していること」としているところ、これを撤廃する。

(4) 入居者に対する明渡請求に係る損害賠償額（法定利率）に係る規定の整備

本条例においては、「入居者が不正の行為によって入居した場合」にあっては、市長はその入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができることとしている。

また、市長は、この請求をしたときは、相手方に対し、入居可能日から当該請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に「年5分（5%）の割合」による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができることとしている。

平成29年6月2日に公布（令和2年4月1日施行）された「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による「公営住宅法の一部改正」に伴い、当該割合が「法定利率（※）」に改められた。

これに伴い、本条例においても、改正公営住宅法と同様の規定の整備をする（第42条第3項改正関係）。

（※） この「法定利率」とは、改正後の民法第404条の法定利率をいう。

改正民法の施行時（令和2年4月1日）の利率は年3%であり、その後、3年を1期として、1期ごとに変動することとなる。これは、市中金利が長期間にわたり低位で推移していることが勘案されたものである。

(5) 施行期日

- ① (1) から (3) までの改正については、公布の日
- ② (4) の改正については、令和2年4月1日

(例規集第5巻 102800 ページ)

(担当課：建築住宅課)

議案第 47 号

佐伯市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について (議案書 46 ページ)

特定公共賃貸住宅の入居に係る連帯保証人に関する要件を緩和するほか、規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 入居者の連帯保証人の要件の緩和

本概要書の 20 ページ (議案第 46 号・佐伯市市営住宅条例の一部改正について) の「主な改正の内容 (3)」に記載の内容と同様の趣旨により、連帯保証人の要件を緩和するものである。

本条例に規定している入居者の連帯保証人の居住要件について、現行「県内に居住していること」としているところ、これを撤廃する (第 11 条第 1 項第 1 号改正関係)。

(2) 施行期日

公布の日

(例規集第 5 卷 103100 ページ)

(担当課：建築住宅課)

議案第 48 号

佐伯市公設水産地方卸売市場条例の一部改正について (議案書 47 ページ)

卸売市場法等の一部改正及び大分県卸売市場条例の廃止に伴い、本市の公設水産地方卸売市場について、新たに大分県知事の認定を受けるために必要な規定を整備するとともに、当該市場における卸売の業務に係る許可制度を創設するほか、規定の整備をしようとするものである。

平成 30 年 6 月 22 日に公布された「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」が、令和 2 年 6 月 21 日に施行される。

このうち、卸売市場法の改正の主な内容は、農林水産大臣が定めた基本方針に即し、共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、そのうち地方卸売市場にあっては、その開設について都道府県知事が認定 (現行は、許可) し、指導・検査監督するというものである。

この改正に伴い、本市の公設水産地方卸売市場について、新たに地方卸売市場として大分県知事の認定を受けるために必要な規定を整備するとともに、佐伯市公設水産地方卸売市場における卸売の業務に係る許可制度の創設等をする。

<主な改正の内容>

(1) 卸売市場の業務の方法の見直し

卸売市場法の改正により、本市の地方卸売市場 (葛港市場及び鶴見市場) を引き続き改正後の同法の規定による地方卸売市場として運営するためには、大分県知事の認定を受ける必要がある。

その認定の申請に当たっては、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件等の

公表、代金決済ルールの特定・公表等の「卸売市場の業務の方法」等が定められた業務規程（条例、規則等）を添付する必要がある。

これに伴い、改正後の卸売市場法の趣旨に則った卸売市場の業務の方法等について、条例の規定の整備をする。

① 差別的取扱いの禁止

市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととする（第1条の2追加関係）。

② 売買取引の結果等の公表

卸売業者は、卸売予定数量、卸売数量、販売価格及び委託手数料等の受領額について、それぞれ日ごと又は月ごとに公表しなければならないこととする（第40条第1項から第3項までの改正及び第4項追加関係）。

③ 売買取引の条件の公表

卸売業者は、次に掲げる売買取引条件を公表しなければならないこととする（第41条の2追加関係）。

ア 営業日及び営業時間

イ 取扱品目

ウ 生鮮食料品等の引渡しの方法

エ 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

オ 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

カ 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(2) 卸売業務の許可権限の変更に係る規定の追加

これまで、本市の卸売市場における卸売の業務を行おうとする者は、大分県知事の許可が必要とされていたが、卸売市場法の改正に伴い、当該知事の許可の権限がなくなった。

これに伴い、本市の卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、本市の卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする（第8条の2追加関係）。

(3) 卸売市場の開場時刻の繰上げ

受託物品（生鮮水産物等）の受入れ態勢を早めることにより、より多くの出荷を促すため、卸売市場の開場時刻を午前4時（現行は、午前5時）に繰り上げる（第6条第1項改正関係）。

(4) 施行期日

令和2年6月21日（字句の整理に係る部分は、公布の日）

（例規集第4巻88100ページ）

（担当課：水産課）

議案第 49 号

財産の無償譲渡について（旧佐伯市深島老人憩の家） （議案書 52 ページ）

深島の宿泊施設の充実を図り、離島振興に資するため、旧佐伯市深島老人憩の家を深島地区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

当該施設については、令和元年第 2 回（6 月）市議会定例会において、その廃止（議案第 79 号・佐伯市老人憩の家条例の一部改正）に係る議決を受けた後、現在、普通財産に用途変更している。

この無償譲渡に係る議決を受けたときは、当該施設を令和 2 年 4 月 1 日に深島地区に引き渡す。

（1） 無償譲渡する財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
旧佐伯市深島老人憩の家	佐伯市蒲江大字蒲江浦 3247 番地 1	コンクリートブロック造平屋建	23.37 m ²

（2） 無償譲渡の相手方

佐伯市蒲江大字蒲江浦 3249 番地 37
深島地区 代表者 清水 司

（3） 無償譲渡の目的

深島地区が、旧佐伯市深島老人憩の家を、深島を訪れる観光客の家族向け宿泊施設として活用することで、深島の宿泊施設の充実を図り、離島振興に資するため

（担当課：地域振興課）

議案第 50 号

財産の無償貸付けについて（旧佐伯市深島老人憩の家用地） （議案書 55 ページ）

深島の宿泊施設の充実を図り、離島振興に資するため、旧佐伯市深島老人憩の家を深島地区に無償譲渡するに当たり、その用地を深島地区に無償貸付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（1） 無償貸付けする財産（土地）

所在	地番	地目	地積
佐伯市蒲江大字蒲江浦字深島	3247 番 1	宅地	491.25 m ² のうち 42 m ²

（2） 貸付けの相手方

佐伯市蒲江大字蒲江浦 3249 番地 37
深島地区 代表者 清水 司

（3） 貸付けの目的

深島地区が旧佐伯市深島老人憩の家を宿泊施設として活用するための用地

(4) 貸付期間

令和2年4月1日から令和32年3月31日まで(30年間)

(担当課：地域振興課)

議案第51号

**財産の無償貸付けについて(宇目サテライトオフィス及びその用地の各一部)
(議案書58ページ)**

企業誘致により地域経済の活性化を図るため、宇目サテライトオフィス及びその用地の各一部を「株式会社殿(しんがり)」に無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 無償貸付けする財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市宇目大字小野市字檜野木	3517番3	宅地	4,606.13㎡のうち51.71㎡

② 建物

名称	所在	構造	床面積
宇目サテライトオフィスの一部	佐伯市宇目大字小野市3517番地3	木造平屋建	404.6㎡のうち51.71㎡

(2) 貸付けの相手方

東京都港区六本木2丁目4番9号

株式会社殿 代表取締役 北國 雅一

(3) 貸付けの目的

宇目サテライトオフィスに市外から情報通信関係の企業を誘致することにより、若者が働きたいと希望する魅力ある労働環境を提供するとともに、情報通信産業の集積を通じて、新たな産業の創出、雇用人口の拡大等の地域経済の活性化を図るため

(4) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

(担当課：商工振興課)

議案第52号

**財産の無償貸付けについて(宇目サテライトオフィス用地の一部)
(議案書61ページ)**

情報通信関係企業の誘致に係る支援施策の充実を図るため、宇目サテライトオフィス用地の一部を「グース株式会社」に無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

宇目サテライトオフィスの建物の一部については、令和元年第4回(12月)市議会

定例会において、その無償貸付け（議案第 143 号・財産の無償貸付けについて（宇目サテライトオフィスの一部）に係る議決を受けた後、令和 2 年 1 月 1 日から「グース株式会社」に無償貸付けをしている。

しかし、情報通信関係企業の誘致に関し、その誘致の促進及び他市町村との競合の観点から当該誘致に係る支援施策の更なる充実を図る必要があることから、当該関係企業に対し、令和 2 年度から当該用地の一部（無償貸付けをしている建物部分の底地）についても無償貸付けをすることとする。

(1) 無償貸付けする財産（土地）

所在	地番	地目	地積
佐伯市宇目大字小野市字檜野木	3517 番 3	宅地	4,606.13 m ² の うち 78.57 m ²

(2) 貸付けの相手方

東京都千代田区九段南 3 丁目 8 番 14 号 カーサ九段坂ビル 2 階

グース株式会社

代表取締役 南雲 亮

(3) 貸付けの目的

情報通信産業の集積を通じて、新たな産業の創出、雇用人口の拡大等の地域経済の活性化を目的として実施する情報通信関係企業の誘致に関し、当該誘致の促進及び他市町村との競合の観点から当該誘致に係る支援施策の充実を図るため

(4) 貸付期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで（4 年 9 か月間）

（担当課：商工振興課）

議案第 53 号

財産の取得について（さいき城山桜ホール音響機器類備品）

（議案書 64 ページ）

さいき城山桜ホールの新築に伴い、同ホールで使用する音響機器類備品を整備する必要がある。

この音響機器類備品の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 購入予定動産

品名	数量
さいき城山桜ホール音響機器類備品	127 品目 939 点

※ 詳細は、議案書の 65 ページから 70 ページまでに記載のとおり

(2) 予定価格

29,539,248 円（税抜き 26,853,862 円）

(3) 契約の方法

要件設定型一般競争契約

(4) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
株式会社テイクファイブ	25,900,000 円	落札
柳井電機工業株式会社	33,000,000 円	

(5) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分県大分市王子中町 10 番 22 号

株式会社テイクファイブ

代表取締役 白石 成裕

28,490,000 円

(落札率：96.44%)

(6) 納入期限 令和 2 年 7 月 10 日

【その他参考事項（購入費の財源内訳）】※予定

(単位：円)

購入費	財源内訳	
	合併特例債	地域振興基金繰入金
28,490,000	11,900,000	16,590,000

(担当課：大手前開発推進室)

議案第 54 号

佐伯市印鑑条例の一部改正について

(議案書 71 ページ)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、印鑑の登録資格において成年被後見人に係る規定を改めるほか、条文の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 印鑑登録を受けることができない者に係る規定の整備

成年被後見人の一律な権利制限等を見直すため、令和元年 6 月 14 日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。

この法律の公布に伴い、令和元年 12 月 14 日に「印鑑登録証明事務処理要領(※1)」が改正され、印鑑登録を受けることができない者(成年被後見人)に係る規定が見直された。

この要領の改正の趣旨に鑑み、本条例において、印鑑登録を受けることができない者として規定している「成年被後見人」について、「意思能力を有しない者(※2)」に改める(第 2 条第 2 項第 2 号改正関係)。

(※1) 「印鑑登録証明事務処理要領」とは、市町村の印鑑の登録及び証明に関する事務処理に当たり、市町村長が準拠すべき要領(総務省自治行政局住民制度課長通知(技術的助言))をいう。

(※2) 「意思能力を有しない者」は印鑑の登録は受けられないが、成年被後

見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないこととされている（印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答から引用）。

(2) 施行期日

公布の日

(例規集第1巻 12100 ページ)

(担当課：市民課)

議案第55号

佐伯市保育所条例の一部改正について

(議案書 72 ページ)

令和2年度から、蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を統合し、新たに「かまえこども園」を設置することに伴い、蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を廃止するものである。

<改正の内容>

(1) 蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所の廃止

蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を統合し、新たに認定こども園（かまえこども園）を設置することに伴い、令和2年3月31日をもって、これらの保育所を廃止する（別表第1、別表第2改正関係）。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

【その他参考事項】

この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものである。

(例規集第3巻 55600 ページ)

(担当課：こども福祉課)

議案第 56 号

佐伯市保育所条例の一部改正について

(議案書 74 ページ)

令和 2 年度から、蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を統合し、新たに「かまえこども園」を設置するほか、認定こども園の入所の要件を緩和しようとするものである。

<改正の内容>

(1) かまえこども園の新設に伴う所要の改正

蒲江こども園、竹野保育所、森崎保育所及び西浦保育所を統合し、新たに「認定こども園」を設置する。

その統合後の保育所（認定こども園）の名称を「かまえこども園」とし、その位置を「佐伯市蒲江大字蒲江浦 404 番地 1」とする（別表第 1 改正関係）。

(2) かまえこども園の保育時間及び休所日

かまえこども園の保育時間及び休所日について、統合前の各保育所と同様に、次の表のとおりとする（別表第 2 改正関係）。

保育時間	休所日
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 認定こども園の入所要件の緩和

本市の認定こども園に入所できる幼児の年齢要件について、次の表のとおり緩和する（第 5 条第 2 項改正関係）。

改正前の年齢要件	改正後の年齢要件
満 5 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日 から満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者	満 3 歳に達する日 から満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

(4) 施行期日

- ① (1) 及び (2) の改正については、令和 2 年 4 月 1 日（かまえこども園の開所の日）
- ② (3) の改正については、公布の日

【その他参考事項（かまえこども園の概要）】

(1) 施設の概要

- ① 施設の定員 120 人
- ② 敷地面積 4,952 m²
- ③ 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建て

- ④ 延べ床面積 1,466.09 m² (内訳：園舎 1,439.33 m²、屋外倉庫 26.76 m²)
- ⑤ 施設の概要 保育室 (5 室)、遊戯室・多目的ホール、子育て支援スペース、事務室、調理室等

(2) 施設整備事業費及びその財源内訳 (予定)

(単位：円)

事業費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
698,203,433	687,400,000	10,803,433

※ 整備事業費＝地質調査委託費、基本・実施設計委託費、工事監理委託費、建設工事費等の合計額

(例規集第 3 巻 55600 ページ)

(担当課：こども福祉課)

議案第 57 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 76 ページ)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に係る連携施設の確保の要件を緩和し、及び連携施設の確保が著しく困難な場合の猶予期間を延長するほか、規定の整理をしようとするものである。

家庭的保育事業等の設備及び運営については、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により、「条例で基準を定めなければならない」こととされている。

また、その条例を定めるに当たっては、同条第 2 項の規定により、「当該事業等に従事する者及びその員数、児童の適切な処遇の確保等に関する事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定める」ものとされている。

平成 31 年 4 月 1 日に、この厚生労働省令 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準) が改正 (施行) されたことに伴い、当該基準の改正内容と同様の内容に条例の一部を改正するものである。

<主な改正の内容>

(1) 家庭的保育事業者等による連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、その連携施設の確保を不要とする (第 6 条第 4 項追加関係)。

この場合において、家庭的保育事業者等は、市長が適当と認める次の施設 (いずれも入所定員が 20 人以上) を、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする (第 6 条第 5 項追加関係)。

- ① 企業主導型保育事業実施施設として国の助成を受けている施設
- ② 地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設

(2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除

3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所（定員20人以上）については、市長が適当と認めるときは、卒園後の受入れを行う連携施設の確保を不要とする（第45条第2項追加関係）。

(3) 食事提供の経過措置期間の変更

食事提供の経過措置が適用されている事業者のうち、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」に変更する（附則第2項改正関係）

(4) 連携施設に関する経過措置期間の延長

家庭的保育事業者等の連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市が認める場合は、連携施設を確保しないことができることとしている。

この確保しないことができる「5年」の経過措置期限を更に5年延長し、「10年」（令和7年3月31日まで）とする（附則第3条改正関係）。

(5) 施行期日

公布の日

（例規集第3巻 56350 ページ）

（担当課：こども福祉課）

議案第58号

佐伯市B & G海洋センター条例の一部改正について

（議案書78ページ）

本市における体育施設の設置状況、施設の利用状況及び管理体制等を総合的に勘案し、佐伯市B & G海洋センターの日曜日の利用時間を改め、あわせて規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) B & G海洋センターの利用時間の短縮

B & G海洋センター（上浦、弥生、宇目、直川、鶴見、蒲江の計6施設）の利用時間は、現行「午前9時から午後10時まで」となっている。

しかし、日曜日の夜間における当該各センターの利用者数が、他の曜日の夜間の利用者数と比較して特に少ない状況となっている。

本市における体育施設の設置状況、施設の利用状況及び管理体制等を総合的に勘案し、令和2年度から、当該各センターの日曜日における利用時間を「午前9時から午後5時まで」（5時間の短縮）とする（第6条改正関係）。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

【その他参考事項】

B & G 海洋センターの「夜間の利用者数」の状況

① 体育館等のプール以外の施設

センターの名称 (所在地)	平成 29 年度		平成 30 年度	
	月曜日～土曜日	日曜日	月曜日～土曜日	日曜日
上浦	9.1 人	1.4 人	8.4 人	1.9 人
弥生	39.5 人	2.5 人	36.1 人	9.1 人
宇目	18.3 人	1.0 人	18.8 人	0.2 人
直川	—	—	—	—
鶴見	23.5 人	0.3 人	22.0 人	0.8 人
蒲江	10.5 人	2.2 人	0.4 人	0.2 人

※ 表の「夜間の利用者数」は、午後 5 時から午後 10 時までの間における「1 日の平均利用者数」をいう。

② プール

センターの名称 (所在地)	平成 29 年度		平成 30 年度	
	月曜日～土曜日	日曜日	月曜日～土曜日	日曜日
上浦	6.9 人	2.6 人	7.6 人	1.4 人
弥生	0.0 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人
宇目	26.7 人	4.8 人	26.5 人	0.0 人
直川	0.0 人	0.0 人	0.0 人	0.0 人
鶴見	3.7 人	0.5 人	2.8 人	0.4 人
蒲江	8.8 人	0.0 人	7.1 人	1.7 人

※ 表の「夜間の利用者数」は、午後 5 時から午後 9 時（弥生は午後 7 時）までの間における「1 日の平均利用者数」をいう。

(例規集第 2 巻 49900 ページ)

(担当課：体育保健課)

議案第 59 号

佐伯市米水津保健センター及び米水津温水プール条例の一部改正について (議案書 79 ページ)

本市における体育施設の設置状況、施設の利用状況及び管理体制等を総合的に勘案し、米水津温水プールの日曜日の利用時間を改めようとするものである。

<改正の内容>

(1) 米水津温水プールの利用時間の短縮

米水津温水プールの利用時間は、現行「午前 10 時から午後 9 時まで」となっている。

しかし、日曜日の夜間における当該プールの利用者数が、他の曜日の夜間の利用者数と比較して特に少ない状況となっている。

本市における体育施設の設置状況、施設の利用状況及び管理体制等を総合的に勘案し、令和2年度から、当該プールの日曜日における利用時間を「午前10時から午後5時まで」（4時間の短縮）とする（第5条第1項改正関係）。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

【その他参考事項】

米水津温水プールの「夜間の利用者数」の状況

平成29年度		平成30年度	
月曜日～土曜日	日曜日	月曜日～土曜日	日曜日
7.4人	4.0人	7.5人	2.8人

※ 表の「夜間の利用者数」は、午後5時から午後9時までの間における「1日の平均利用者数」をいう。

(例規集第2巻48300ページ)

(担当課：体育保健課)

議案第60号

**佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者玉野井重治）
（議案書80ページ）**

地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員は、議会の同意を得て市長が選任することとなっている。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、玉野井重治（たまのい しげはる）委員の任期が令和2年5月26日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第61号

**佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者汐月良喜）
（議案書82ページ）**

議案第60号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、汐月良喜（しおつき よしき）委員の任期が令和2年5月26日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第 62 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者北山孝幸） （議案書 84 ページ）

議案第 60 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、北山孝幸（きたやま たかゆき）委員の任期が令和 2 年 5 月 26 日で満了するため、同委員を再度選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第 63 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者田口朗生） （議案書 86 ページ）

議案第 60 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、田口彰蔵（たぐち しょうぞう）委員及び高木雅士（たかき まさお）委員の任期が令和 2 年 5 月 26 日で満了するため、新たに田口朗生（たぐち あきお）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第 64 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者荒牧貴子） （議案書 88 ページ）

議案第 60 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、田口彰蔵（たぐち しょうぞう）委員及び高木雅士（たかき まさお）委員の任期が令和 2 年 5 月 26 日で満了するため、新たに荒牧貴子（あらまき たかこ）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

議案第 65 号

佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者小田原里津子） （議案書 90 ページ）

議案第 60 号と同様の議案である。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、神崎征一（かんざき ゆきかず）委員の任期が令和 2 年 7 月 6 日で満了するため、新たに小田原里津子（おだはら りつこ）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

諮 問

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者江藤聖嗣） （議案書 92 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち江藤聖嗣（えとう しょうじ）委員の任期が令和 2 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：人権・同和対策課）

報告事項

第1号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 94 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項(1件 200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

- (1) **専決処分日**：令和2年1月27日
- (2) **事故の場所**：佐伯市蒲江大字竹野浦河内2319番1地先の国道388号
- (3) **相手方**：佐伯市蒲江大字竹野浦河内2232番地 山崎 春子
- (4) **事故の概要**：令和元年6月12日午前8時5分頃、佐伯市蒲江大字竹野浦河内2319番1地先の高山トンネル入口バス停前の国道388号の停車帯から、佐伯市コミュニティバス運行業務委託先運転手が業務上、市有コミュニティバスを運転して当該国道の車線に進入しようとした際、当該車線を走行している自動車に気づき、当該コミュニティバスを停止させたところ、当該コミュニティバスに乗車していた相手方が転倒し、肋骨を骨折した。
- (5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) **賠償金額**：217,342円(保険適用範囲内)

上記金額の内訳	治療費	79,582円
	通院交通費	25,260円
	休業損害	28,500円
	慰謝料	84,000円

(担当課：地域振興課)

第2号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 96 ページ)

第1号報告と同様の報告である。

- (1) **専決処分日**：令和2年1月14日
- (2) **事故の場所**：佐伯市中村南町1397番1の駐車場
- (3) **相手方**：佐伯市鶴岡西町2丁目143番地1 三浦 秀一
- (4) **事故の概要**：令和元年11月29日午後4時55分頃、佐伯市中村南町1397番1の駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場に駐車しようとして後進していたところ、目測を誤り、右側後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の左側前部バンパー及びヘッドライト

を損傷した。

(5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) **賠償金額**：99,880 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 83,380 円

代車費用 16,500 円

(担当課：まちづくり推進課)

第3号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 98 ページ)

第1号報告と同様の報告である。

(1) **専決処分日**：令和2年1月6日

(2) **事故の場所**：別府市大字内竈 1393 番地 2 の太陽の家駐車場

(3) **相手方**：別府市石垣西 9 丁目 3 番 11 号 グランドステージ石垣 101
星野 博司

(4) **事故の概要**：令和元年 11 月 19 日午前 10 時 15 分頃、別府市大字内竈 1393 番地 2 の太陽の家駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場に駐車しようとして後進していたところ、目測を誤り、左側後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の右側前部ドア等を損傷した。

(5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) **賠償金額**：253,737 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 209,187 円

代車費用 44,550 円

(担当課：障がい福祉課)

第4号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 100 ページ)

第1号報告と同様の報告である。

(1) **専決処分日**：令和2年2月14日

(2) **事故の場所**：佐伯市中村北町 3 番 20 号付近の市道臼坪女島線と市道山手東常盤線の交差点

(3) **相手方**：佐伯タクシー株式会社 代表取締役 植田 茂樹

(4) **事故の概要**：令和元年 11 月 6 日午後 5 時 10 分頃、佐伯市中村北町 3 番 20 号付近の市道臼坪女島線と市道山手東常盤線の交差点において、佐伯市職員が職務上、市有自動車です道臼坪女島線を女島方面に走行中、進行方向左側から当該市道に進入してきた

相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の右側側部及び当該市有自動車の前部を損傷した。

(5) **和解内容**：佐伯市及び相手方が相互に損害賠償金を支払う。

(6) **賠償金額**：①佐伯市が相手方に支払う金額 23,102 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 20,000 円
レッカー代 3,102 円

②相手方が佐伯市に支払う金額 378,000 円

上記金額の内訳 車両修理費 378,000 円

【その他参考事項】

和解に係る賠償金額の算出方法

当事者	佐伯市		相手方	
損害額（過失相殺前）	①	420,000 円	②	231,020 円
過失割合	③	10%	④	90%
賠償金額（賠償責任額） ※相手に対し支払うべき金額	⑤	②×③ 23,102 円	⑥	①×④ 378,000 円

（担当課：防災危機管理課）

第5号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

（議案書 102 ページ）

第1号報告と同様の報告である。

(1) **専決処分日**：令和2年1月23日

(2) **事故の場所**：佐伯市本匠大字笠掛 1624 番地 1 付近の県道三重弥生線と県道笠掛直見停車場線の交差点

(3) **相手方**：佐伯市本匠大字小半 1151 番地 柳井 三代

(4) **事故の概要**：令和元年5月21日午後2時45分頃、佐伯市本匠大字笠掛 1624 番地 1 付近の県道三重弥生線と県道笠掛直見停車場線の交差点において、佐伯市学校給食調理場給食調理・配送等業務委託業者の配送員が残さい収集業務のため市有自動車で県道笠掛直見停車場線を直川方面から走行中、当該交差点手前の停止線で一旦停止し、直進しようと発進させたところ、進行方向右側から直進してきた相手方が所有する軽自動車に接触し、当該軽自動車の左側前部バンパー等及び当該市有自動車の右側ドア等を損傷した。

(5) **和解内容**：佐伯市及び相手方が相互に損害賠償金を支払う。

(6) **賠償金額**：①佐伯市が相手方に支払う金額 481,463 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 481,463 円
 ②相手方が佐伯市に支払う金額 12,581 円
 上記金額の内訳 車両修理費 12,581 円

【その他参考事項】

和解に係る賠償金額の算出方法

当事者	佐伯市		相手方	
損害額（過失相殺前）	①	125,809 円	②	534,959 円
過失割合	③	90%	④	10%
賠償金額（賠償責任額） ※相手に対し支払うべき金額	⑤	②×③ 481,463 円	⑥	①×④ 12,581 円

（担当課：体育保健課）

第 6 号報告

**債権の放棄について
（議案書 104 ページ）**

次の表に掲げる非強制徴収債権について、佐伯市債権管理条例第 15 条第 1 項の規定により放棄したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

【放棄した債権の金額及び件数並びに債権を放棄した事由】

（上段：金額（円）、下段：件数）

債権名	金額	件数	放棄した事由（条例第 15 条第 1 項）			
			第 2 号	第 4 号	第 6 号	第 8 号
			行方不明	破産等	強制執行	債権存否
市営住宅の家賃等	2,893,400	1				2,893,400
						1
水道料金	250,277	49	164,620	85,657		
			43	6		
農業集落排水処理施設使用料	5,616	1			5,616	
					1	
計	3,149,293	51	164,620	85,657	5,616	2,893,400
			43	6	1	1

（担当課：全般的な事項については収納課、個別の債権に係る事項については建築住宅課及び営業課）